

公立大学法人公立鳥取環境大学公益通報に関する規程

平成26年10月30日
鳥取環境大学規程第46号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「法人」という。）における公益通報者の保護、公益通報の処理、その他公益通報に関する事項について定めることにより、法人における不正行為等の早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって法人の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 公益通報とは、次の各号に掲げる者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、法人または法人の業務に従事する場合における役員、職員その他の者について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を法人内部、行政機関等に対して通報することをいう。

(1) 法人の職員

(2) 法人の指揮命令下にある派遣労働者

(3) 法人との間の契約に基づいて法人においてその業務を遂行する労働者

2 公益通報者とは、公益通報をした者をいう。

3 通報対象事実とは、法令、公立大学法人公立鳥取環境大学定款、公立鳥取環境大学学則、公立鳥取環境大学大学院学則若しくは学内諸規程に違反する行為又はそのおそれがある行為をいう。但し、研究活動及び公的研究費等の取扱いに関する行為に係る事項については、別に定める。

(窓口)

第3条 法人内部において公益通報を受け付ける窓口及び公益通報に関する相談に応じる窓口は、副理事長及び副学長（理事）とする。

(公益通報の方法)

第4条 前条の窓口の利用は、電子メール、電話、ファクシミリ、書面又は面談の方法によって行うことができることとし、匿名による通報は受け付けないものとする。

(禁止行為)

第5条 通報者は、虚偽の通報、他者の誹謗中傷やその他不正の目的で通報を行ってはならない。

(コンプライアンス委員会)

第6条 法人は、公益通報に関する協議機関として、幹部会議の構成員で組織するコンプライアンス委員会を設置するものとする。

2 コンプライアンス委員会は、理事長を最高責任者とし、副理事長を統括責任者とする。

(通報への対応)

第7条 窓口で受け付けた公益通報の内容は、通報対象事実が存在しないことが明らかである場合を除き、コンプライアンス委員会に適宜報告するものとする。

(調査委員会)

第8条 コンプライアンス委員会は、当該公益通報について調査が必要と認めるときは、次の各号に掲げる者で構成する調査委員会を設置するものとする。

- (1) 委員長は、理事長がコンプライアンス委員会の委員から指名する。
- (2) 委員は、委員長が法人の職員から指名する。

(調査の実施)

第9条 調査委員会の委員長及び委員（以下、「調査委員」という。）は、法令違反行為として通報された内容について、書類調査、実地調査、関係者への聴取その他の適切な方法により調査を行う。

- 2 調査委員は、調査対象部門の責任者及び職員等に対し、調査の実施のために必要な帳票及び資料の提出又は報告及び説明を求めることができる。
- 3 調査対象部門の責任者及び職員等は、前項の請求があったときは、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。
- 4 調査委員は、調査の実施のために必要と認める場合は、理事長の許可を得て、会議に出席し、又はその議事録を閲覧することができる。

(遵守事項)

第10条 調査委員は、その職務の遂行に当たって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員等又は第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと。
 - (2) 調査対象部門や職員等の業務の遂行に重大な支障を与えないこと。
 - (3) 常に公平不偏の態度を保持し、事実に基づいた調査を実施すること。
 - (4) 公益通報者を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。
 - (5) 職務上知り得た事実を正当な理由なくほかに漏らさないこと。
- 2 調査委員は、その職を離れた場合であっても、前項第4号及び第5号に定める事項を遵守しなければならない。

(調査結果の報告)

第11条 調査委員会の委員長は、当該公益通報に関する調査結果を速やかにコンプライアンス委員会に報告するものとする。

(是正措置)

第12条 理事長は、前条の報告により不正が明らかとなった場合は、是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(処分等)

第13条 理事長は、第11条の報告により不正が明らかとなった場合は、不正に関与した職員に対し、

就業規則に基づく処分を行うことができる。

(公益通報者への通知)

第14条 理事長は、第9条の調査が終了したときは、必要に応じて公益通報者に調査結果を通知するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第15条 法人は、職員等が公益通報を行ったことを理由として、当該職員等に対し、いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年10月30日から施行する。

附 則 (平成27年規程第32号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年規程第34号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。